

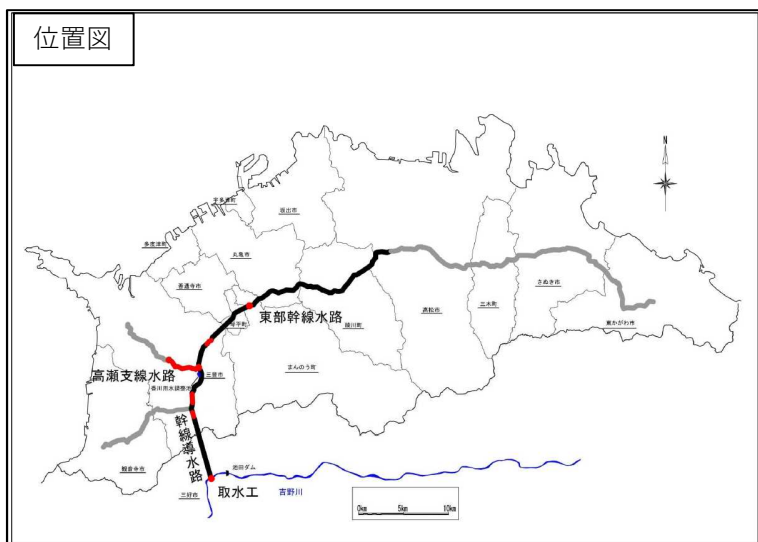
香川用水施設緊急対策事業に関する事業実施計画の認可 [8月28日(金)]

香川用水施設は、管理開始から40年以上が経過し、老朽化が顕著な施設及び大規模な地震に対し、施設の補修・補強を行う「香川用水施設緊急対策事業」に関する「事業実施計画」が令和2年8月28日付けで認可されました。

本事業実施計画は、関係利水者（香川県広域水道企業団、香川用水土地改良区）、関係県知事（徳島県知事、香川県知事、愛媛県知事、高知県知事）及び関係行政機関の長との協議・合意形成を経て、主務大臣（農林水産省、厚生労働省、経済産業省）から認可されたものです。

香川用水は、香川県のほぼ全域に香川県の農業用水の約26%、水道用水の約46%及び工業用水の約16%を供給する重要なライフラインです。

施設の従前の機能を回復するとともに、大規模地震に対する耐震性能を確保するため、早急に施設の補修・耐震補強に係る調査・設計等に取り組んで参ります。



【事業概要】

事業目的：香川用水施設の従前の機能回復、
大規模地震に対する耐震性能の確保

事業位置：徳島県三好市、香川県三豊市及び仲多度郡まんのう町

主要工事：取水工、水路橋、東部幹線水路、高瀬支線水路の
補修・耐震補強

工 期：令和2年度から令和6年度までの予定

総事業費：約38億円